

漁業の許可及び取締り等に関する省令第80条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件

令和2年11月16日
農林水産省告示第2238号

漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和三十八年農林省令第五号)第八十条の規定に基づき、同条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を次のように定める。

漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限は、次のとおりとする。

- 1 次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。
 - 一 ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。
 - 二 浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。
- 2 隣接する浮玉間の **鉤(はり)** の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。
 - 一 ねむり **鉤(はり)**
 - 二 餌魚
- 3 前項第二号に掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形であって、**鉤(はり)** 先が **鉤(はり)** 軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。
- 4 次の各号に掲げる漁具の使用又は漁具の使用の実施から一以上の種類の措置を講じなければならない。
 - 一 舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄の実施
 - 二 夜間投縄の実施
 - 三 吹流し装置(標準型)又は吹流し装置(軽量型)の使用
 - 四 加重枝縄の使用
 - 五 **鉤(はり)** 覆い装置の使用
- 5 前項各号に掲げる措置は、それぞれ次の各号に掲げる方法により講じなければならない。
 - 一 舷側吹流し装置及び加重枝縄の使用を伴う舷側投縄の実施
 - イ 幹縄投入は、船尾から一メートル以上離れた舷側から実施すること。
 - ロ 海鳥類が目視可能な範囲に飛来している場合は、**鉤(はり)** が水面下に沈降するように幹縄をたるませること。

ハ 使用する舷側吹流し装置が次の(1)から(3)までに掲げる要件を満たすこと。

(1) 長さ三メートル以上の支柱を投縄機の後方に設置すること。

(2) 支柱の先端から二メートル以内に三本以上のおどしを取り付けること。

(3) おどしは、太さ二十ミリメートル以上とし、先端が水面に触れる程度の長さとする。

ニ 加重枝縄を第五号に規定する方法により使用すること。

二 夜間投縄の実施

イ 天測歴による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。

ロ 船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。

三 吹流し装置(標準型)の使用

イ 吹流し装置の長さを百メートル以上とすること。

ロ 枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、**鉤(はり)**が沈む水域の上空に掲揚されるように設置すること。

ハ おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、サルカンを使用して取り付けること。

ニ おどしは、先端が水面に触れる程度の長さとする。

四 吹流し装置(軽量型)の使用

イ 枝縄が水中に沈む地点の風上側の船尾に、海面から五メートル以上の位置に保持できるように取り付け、**鉤(はり)**が沈む水域の上空に掲揚されるように設置すること。

ロ 漁船の全長が二十四メートル以上の場合は、一メートル以内の間隔で長さ三十センチメートル以上のおどしを取り付けること。

五 加重枝縄の使用 次のイからニまでに掲げるいずれかの方式により **鍾(おもり)**が取り付けられており、これらの方式の内容が、それぞれイからニまでに定める要件を満たすものであること。

イ **鉤(はり)**から〇・五メートル以内に **鍾(おもり)**を一つ取り付ける方式 **鍾(おもり)**の重量が四十グラム以上であること。

ロ **鉤(はり)**から一メートル以内に **鍾(おもり)**を取り付ける方式 **鍾(おもり)**の重量の合計が四十五グラム以上であること。

ハ **鉤(はり)**から三・五メートル以内に **鍾(おもり)**を取り付ける方式 **鍾(おもり)**の重量の合計が六十グラム以上であること。

ニ **鉤(はり)**から四メートル以内に **鍾(おもり)**を取り付ける方式 **鍾(おもり)**の重量の合計が九十八グラム以上であること。

六 **鉤(はり)**覆い装置の使用

イ **鉤(はり)**が水深十メートルまで沈むまでの間又は **鉤(はり)**を投入してから十分経過す

るまでの間、**鉤はり**)先及び返しを収納する構造を有するものを使用すること。

ロ 次の(1)から(4)までに掲げるいずれかの方式により取り付けられており、これらの方式の内容が、(1)から(4)までに定める要件を満たすものであること。

(1) **鉤はり**)から〇・五メートル以内に **鉤はり**)覆い装置を取り付ける方式 **鉤はり**)覆い装置の重量が四十グラム以上であること。

(2) **鉤はり**)から一メートル以内に **鉤はり**)覆い装置を取り付ける方式 **鉤はり**)覆い装置の重量が四十五グラム以上であること。

(3) **鉤はり**)から三・五メートル以内に **鉤はり**)覆い装置を取り付ける方式 **鉤はり**)覆い装置の重量が六十グラム以上であること。

(4) **鉤はり**)から四メートル以内に **鉤はり**)覆い装置を取り付ける方式 **鉤はり**)覆い装置の重量が九十八グラム以上であること。

ハ 漁具からの滅失を防止するのに必要な構造を有するものを使用すること。

附 則

この告示は、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令(令和二年農林水産省令第四十八号)の施行の日(令和二年十二月一日)から施行する。